

財務省告示第七十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十年二月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年三月七日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（変動・十五年）

（第四十七回）

二 発行の根拠の法律及びその条項 平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十九年法律第二十五号）第二条第一項及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条

三 振替法の適用等 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第 非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であつて、財







十三

の経過  
払込み  
子

○ パーセントとする。  
（一） は、募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二号の規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.22}{100} \times \frac{97}{365}$$

（二） 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座について、前記（一）の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額

十四

初期  
利子

へただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記（一）の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。  
平成二十年五月十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.22}{100} \times \frac{1}{2}$$

第十五 第二期以後の利子以  
 毎を五年五月二十日及び十一月二十日  
 日を支払期とし、各支払期にお  
 いて、その日以前六月間に属す  
 る利子として、次の算式により  
 算出した金額を支払う。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{\text{標準金利} - 0.45}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十六 償還期限  
 平成三十四年十一月二十日  
 十七 償還金額  
 額面金額百円につき百円  
 十八 元利支  
 日本銀行  
 十九 入札参加  
 財務大臣から通知を受けた者  
 二十 払込期日  
 平成二十年二月二十五日